全Ｌ協保安・業務Ｇ４第１７号

令和４年４月２５日

正会員各位

（一社）全国ＬＰガス協会

液石法及び関係政省令の運用及び解釈について等の一部を改正する規程（案）

に対する意見募集について　　　　　　　　　　　　　　　　　（お知らせ）

標記につきまして、経済産業省のホームページに掲載されましたので、お知らせいたします。

つきましては、本改正にご意見がある場合は、同ホームページの意見提出フォームによりご提出（令和４年５月１６日締切）をいただくとともに、当協会にもその内容をご送付くださいますようお願いいたします。

また、当協会からは以下の意見を提出する予定です。

なお、詳細については下記ＵＲＬよりご確認くださいますようお願いいたします。

○経済産業省ホームページ掲載アドレス

<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=595122030&Mode=0>

○主な改正概要

・容器、バルク容器、バルク貯槽において火気が上部にある場合または下部にある場合の火気距離の測定方法

・容器、バルク容器、バルク貯槽から２ｍ以内に火気がある場合の遮る措置方法

・充塡容器等に限り、２ｍ以内に火気がある場合の不燃性シートによる火気の遮る措置方法

○全Ｌ協提出意見概要

別添４　液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の運用及び解釈について

第１８条（供給設備の技術上の基準）関係において、容器の頂部から上方の火気に対しては直線距離により測定し、２ｍ以内に火気がある場合については隔壁等で遮ることが示されました。上方の火気に起因する事故はこれまで年間平均何件発生しているのでしょうか。そもそも、ＬＰガスは空気より１．５倍重たい性質のため上方に対する火気については、過剰な保安対策は消費者の理解を得ることが困難なことから除外または２ｍの火気距離の緩和をしていただきたい。

それでも規制強化するというのであれば、消費者の理解を得る必要があることなどを踏まえ、上方の火気については新たに隔壁等で遮る措置を実施する必要があり、時間を要することから、なお従前措置を適用していただきたい。

以　上

発信手段：Ｅメール

担当：保安・業務グループ：瀬谷、橋本、安藤